

石川県公報

令和5年7月5日(水曜日)

号 外

(第47号)

目 次

条 例		
○石川県税条例の一部を改正する条例 (税務課)	1	○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部) 7
○半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例 (同)	4	○石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 (同) 8
○子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (少子化対策監室)	6	

条 例

石川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月五日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第二十二号

石川県税条例の一部を改正する条例

石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中「によつて」を「により」に改める。

第四十七条中「第四十二条第三項」を「第七百三十九条の四第二項」に、「によつて」を「により」に改める。

第五十四条の六中「前条」を「前条第二項」に、「によつて」を「により」に改める。

第五十四条の七第一項中「第七十一条の十四第六項」を「第七十一条の十四第七項」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「納入書によつて」を削る。

第五十四条の十三中「前条」を「前条第二項」に、「によつて」を「により」に改める。

第五十四条の十四第一項中「第七十一条の三十五第七項」を「第七十一条の三十五第八項」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「納入書によつて」を削る。

第五十四条の十九第一項中「前条」を「前条第二項」に、「によつて」を「により」に改める。

第五十四条の二十第一項中「第七十一条の五十五第七項」を「第七十一条の五十五第八項」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「納入書によつて」を削る。

第六十一条第一項中「第七十二条の四十六第六項」を「第七十二条の四十六第七項」に、「にお

いては」を「には」に改める。

第六十二条中「道府県」を「都道府県」に改める。

第六十五条中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第八十六条の三第二項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「規定によつて」を「規定により」に改め、「納付書によつて」を削る。

第八十六条の七第二項中「第七十四条の二十三第六項」を「第七十四条の二十三第七項」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「納付書によつて」を削る。

第九十二条中「納入書によつて」を削り、同条ただし書中「においては」を「には」に改める。

第九十七条第一項中「第九十条第六項」を「第九十条第七項」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「納入書によつて」を削る。

第二百二十五条に次の一項を加える。

4 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づきオーストラリア軍隊（同協定第一条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。第二百二十八条の二及び第三百三十一条の十九第九項において同じ。）が公用に供する軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入に対しては、第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

第二百二十八条の次に次の一条を加える。

第二百二十八条の二 オーストラリア軍隊が、第二百二十五条第四項の規定により軽油引取税を課さないこととされる輸入に係る軽油又は自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）における当該軽油又は燃料炭化水素油の消費に対しては、第二百二十四条第五項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

第三百三十一条の四第一項中「納入書によつて」を削る。

第三百三十一条の七中「納付書によつて」を削る。

第三百三十一条の十九第一項中「においては」を「には」に改め、同条に次の一項を加える。

9 オーストラリア軍隊が自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第三百三十一条の二十四第一項中「第四百四十四条の四十七第六項」を「第四百四十四条の四十七第七項」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「納付書によつて」を削る。

第三百三十六条第一号及び第二号中「又は第五項」を「から第六項まで」に改める。

第四百四十一条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「第二項」を「同項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四百四十四条の二第二項中「第七十一条第六項」を「第七十一条第七項」に、「においては」

を「には」に改め、同条第二項中「納付書によつて」を削る。

第四百四十四条の九の二中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」の下に「(平成十四年法律第百五十一号)」を、「石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」の下に「(平成十六年石川県条例第三十二号)」を加える。

附則第十二条の四第一項の表第二号を次のように改める。

一 自衛隊又は第二百五十五条第四項に規定するオーストラリア軍隊(以下この号及び第六項において「オーストラリア軍隊」という。)の使用する機械を管理する者	自衛隊又はオーストラリア軍隊が通信の用に供する機械、自動車(令附則第十条の二の二第一項各号に掲げるものを除く。)その他これらに類するものとして同条第二項に規定するものの電源又は動力源の用途
---	--

附則第十二条の四第六項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

6 第一項の表第一号に掲げる軽油の引取りを行つたオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、令和六年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第二百五十五条第一項(第三号に係る部分に限る。)及び同条第三項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

附則第十二条の八第三項を削る。

附則第十二条の九第二項中「百分の十」を「百分の三十五」に改める。

附則第十三条第一項第二号中「軽油自動車」を「法第四百四十九条第一項第六号に規定する軽油自動車(第三項第六号及び第四項第三号において「軽油自動車」という。)」に改める。

附則第十四条の二第二項中「百分の十」を「百分の三十五」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四十七条、第五十四条の七第一項、第五十四条の十四第一項、第五十四条の二十第一項、第六十一条第一項、第八十六条の七第一項、第九十七条第一項、第百三十一条の二十四第一項及び第四百四十四条の二第一項の改正規定並びに附則第十二条の九第二項及び第十四条の二第二項の改正規定並びに附則第四項及び第五項の規定 令和六年一月一日
- 二 第百三十六条第一号及び第二号の改正規定並びに附則第十二条の八第三項を削る改正規定及び附則第十三条第一項第二号の改正規定並びに附則第六項の規定 令和七年四月一日
- 三 第二百五十五条に一項を加える改正規定、第二百二十八条の次に一条を加える改正規定及び第百三十一条の十九に一項を加える改正規定並びに附則第十二条の四第一項の改正規定、同条第六項の改正規定及び同項を同条第七項とし、同項の前に一項を加える改正規定並びに次項及び附

則第三項の規定 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日

(軽油引取税に関する経過措置)

2 前項第三号に掲げる規定による改正後の石川県税条例(次項において「新条例」という。)第百二十五条第四項及び第百二十八条の二の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(次項において「三号施行日」という。)以後の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。

3 新条例附則第十二条の四第一項(同項の表第三号に係る部分に限る。)、第六項及び第七項の規定は、三号施行日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、三号施行日以前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

4 附則第一項第一号に掲げる規定による改正後の石川県税条例(次項において「六年新条例」という。)附則第十二条の九第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「一号施行日」という。)以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、一号施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

5 六年新条例附則第十四条の二第二項の規定は、令和五年度分の一号施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和六年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの一号施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割については、なお従前の例による。

6 附則第一項第二号に掲げる規定による改正後の石川県税条例第百二十六条及び附則第十二条の八の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月五日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第二十二号

半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第一条 半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例（昭和三十九年石川県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「又は設備」の下に「（同法第十二条第四項の表の第一号の上欄又は第四十五条第三項の表の第一号の上欄に掲げる地区内において営む当該事業の用に供する施設又は設備を除く。）」を加え、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

（原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例の一部改正）

第二条 原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例（平成十五年石川県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

（地域経済牽引事業の促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部改正）

第三条 地域経済牽引事業の促進のための県税の課税の特例に関する条例（平成二十年石川県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十一年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「令和五年三月三十一日まで」を「令和七年三月三十一日（法第四条第二項第十号に掲げる計画期間の末日が同月三十一日前である場合は、当該計画期間の末日）までの間」に改める。

（過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例の一部改正）

第四条 過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例（令和三年石川県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条の三第十四項」を「第六条の三第十九項」に改める。

（石川県核燃料税条例の一部改正）

第五条 石川県核燃料税条例（令和四年石川県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第二百七十八条第六項」を「第二百七十八条第七項」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五条の規定は、令和六年一月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例第二条、第二条の規定による改正後の原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例第二条及び第三条の規定による改正後の地域経済牽引事業の促進のための県税の課税の特例に関する条例第二条の規定は、令和五年四月一日から適用する。

（経過措置）

- 3 第一条の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例第二条の規定は、令和五年四月一日以後に同条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設する者について適用し、同日前に第一条の規定による改正前の半島振興対策実施地域における県税の課

税の特例に関する条例第二条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和五年七月五日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第二十三号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(石川県障害者支援施設等条例の一部改正)

第一条 石川県障害者支援施設等条例(平成二十四年石川県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣」を「第二十九条第三項第一号に規定する主務大臣」に、「第二十四条の二第二項第一号に規定する厚生労働大臣」を「第二十四条の二第二項第一号に規定する内閣総理大臣」に改める。

(指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第二条 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項及び第九十二条第五項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第三条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号及び第三号、第五十六条第二項並びに第五十七条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附則第七項及び第八項中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に改める。

(指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第四条 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(石川県立保育専門学園条例の一部改正)

第五条 石川県立保育専門学園条例（昭和三十九年石川県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同項第二号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第六条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「、厚生労働大臣」を「、こども家庭庁長官」に改め、同項第四号及び同条第二項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第二十六条第二項中「、厚生労働大臣」を「、こども家庭庁長官」に改め、同項第四号及び同条第二項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第四十七条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十九条第一項中「、厚生労働大臣」を「、こども家庭庁長官」に改め、同項第四号及び同条第二項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第八十二条第一項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同条第七項中「通所」を「入所」に改める。

第八十八条第二項中「通所」を「入所」に改める。

第九十三条第一項中「、厚生労働大臣」を「、こども家庭庁長官」に改め、同項第四号及び同条第二項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第一百一条第一項中「厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十二条に規定する児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」を「こども家庭庁組織規則（令和五年内閣府令第三十八号）第十六条に規定する人材育成センター（以下この項において「人材育成センター」に改め、同項第三号及び第四号中「養成所」を「人材育成センター」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月五日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第二十四号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十一年石川県条例第二十八号）の一部を次のように改

正する。

第十四条の九第二項中「もの」の下に「並びに内閣総理大臣、国賓等の身辺警護の業務」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和五年四月一日から適用する。

石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月五日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第二十五号

石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

石川県警察関係手数料条例（平成十二年石川県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。
別表七の項29ヨ中「第百八条の二第一項第十五号」の下に「又は第十六号」を加える。

附 則

この条例は、令和五年七月一日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。